

不倫の慰謝料はいくら請求できる？相場と計算方法について

配偶者の不倫に気づき証拠が掴めれば、相手に慰謝料を請求することができます。
不倫はこれまで築き上げてきた信用がなくなり、精神的苦痛を感じたことに対してお金を支払ってもらうことが可能です。
今回は、不倫の慰謝料請求に関するポイントから慰謝料を請求できる相手、そして慰謝料の額面について解説します。

不倫による慰謝料請求ができる条件

感情的に「不倫だ」といっても法的には不貞行為を見なされない場合もあります。
ここでは不倫によって慰謝料請求が可能な条件をお伝えします。

婚姻関係がある

不貞行為は婚姻届けを出しており、法的に結婚している夫婦の間で問題になり、婚姻届けを出していない“事実婚”は準婚姻関係として貞操義務は認められます。
「婚姻届けを出していないから大丈夫」と思っても、お互いに婚姻の意思があって準婚生活をしている関係で他の異性と不貞行為をしたら慰謝料を請求することが可能です。

不貞行為があったこと

法的に言う不貞行為とは性的関係のことです。
具体的には性器を挿入する性交渉をさし、オーラルセックスでも不貞行為に当たると考えることもあります。裁判では性器への挿入を不貞行為と考えられます。
セックスを伴わない親密な関係の場合は原則として慰謝料請求はできませんが、あまりにも関係性が親密で夫婦関係に影響が出るような場合は例外的に慰謝料請求が認められるケースがあります。

婚姻関係が破綻していない

不倫による慰謝料は夫婦がお互いに貞操義務に違反して不貞行為を行ったことで、夫婦関係や家族が壊され精神的苦痛を被ったことをお金で賠償するものです。
そのため、離婚を前提として別居をしていたり、家庭内別居状態で離婚に向けた話し合いをしているケースは不貞行為があっても夫婦間で利益がないと考えられるため、慰謝料を請求することができないことがあります。
配偶者が不倫をして慰謝料を請求できるのは、夫婦円満や家庭に問題がない場合で不利益が発生すると判断されたケースに限られます。

自ら望んで不貞行為をした

結婚していると分かっているが、不貞を行った場合は当然慰謝料を請求することができます。
無理矢理に押し倒されたり、関係を強要されたり、相手が勝手に交際していると思っているなどという状況でない限りは、不倫による慰謝料が発生するのです。

他にも不貞行為と認められる場合

稀なケースですが、風俗やキャバクラで同じ女性と指名しアフターやデートを頻繁にしていた場合なども慰謝料を請求できるケースがあります。

同じ女性を指名し出勤時以外も会っていると親密な関係を思われ、それがきっかけで夫婦関係や家族が壊された場合は慰謝料請求ができることがあるのです。

慰謝料請求ができるケース

不倫による慰謝料請求ができるのは以下のケースです。

- 不倫が発覚するまで家族や夫婦が円満だった
- 別居状態であったが、単身赴任や里帰り出産などやむを得ない事情があった
- 配偶者と不倫相手に肉体関係はなかったが、婚姻関係が破綻するほどの親密に交際していた
- 不貞行為を証明できる証拠が揃っている

基本的にはこれらのことから不倫による慰謝料請求を行うことができます。

特に不貞行為を証明できる証拠に関しては、探偵や興信所を使って証拠を集めてもらった「調査報告書」は仮に不倫している2人が不倫を否定しても、不倫の事実を証明できるので慰謝料請求をすることができます。

慰謝料請求ができないケース

一方で不貞行為があっても慰謝料を請求できないこともあります。

- 既に離婚に向けて協議をすすめている
- 不倫に対する慰謝料を受け取っている
- 不貞行為を証明する証拠がない
- 時効が成立している
- 不倫の事実を知ってから3年以上経っている
- 配偶者と不倫相手が関係を開始してから20年以上経っている

不倫相手や配偶者から既に慰謝料となるお金を受け取っている場合は不倫に対する慰謝料請求を行うことができません。

また決定的な不倫の証拠がない時も、もちろん慰謝料を請求することが不可能になります。

そして不倫による慰謝料請求にも時効があり、時効が成立してしまうと慰謝料を請求することが法的に困難になります。

なお、婚姻中であれば時効に関わらず離婚してから半年経つまでは時効は完成しませんので、離婚後に元配偶者の不貞行為に気づいたらすぐに専門家に相談しましょう。

不倫の慰謝料を請求できる相手

それでは不倫の慰謝料を請求できる相手は誰でしょうか？

基本的には以下の2パターンになります。

配偶者(夫or妻)

まずは、不倫をした夫または妻に対して請求することができます。

家庭を持っていながら不貞行為を行うことは、婚姻関係と家族を壊すことを知っていながら行っています。

また結婚すれば貞操義務が発生しますから、それを破れば慰謝料の請求が可能です。離婚するのか別居するのか、そのまま同居生活を続けるのかで請求できる金額が変わってきます。

不倫相手

不貞行為に対する慰謝料は不倫相手にも請求することができます。

ただし、不倫相手が結婚していることを知らずに交際していた場合、慰謝料請求ができないことがあります。

逆にこちらから慰謝料を請求される可能性があるのも、不倫相手に慰謝料を請求するのなら、相手が既婚者か知っていたかどうか確認が必要です。

不倫による慰謝料の相場

不貞行為による慰謝料はおおよそで100～300万と言われていますが、不倫が発覚した時に夫婦生活をどのように続けるのか、離婚をするかしないかで変わってきます。

基本的には以下のようになり、夫婦関係の長さや不倫の程度により額面の増減があります。

- 不倫が発覚し離婚になった→200万～300万
- 不倫が発覚し別居になった→100万～200万
- 不倫がバレた後も別居も離婚もなかった→50万～100万

最も高いのは不倫がきっかけで離婚になる場合です。

子供がいれば養育費などもかかりますので、慰謝料以外にお金をもらうことができます。

不倫による慰謝料の計算方法

慰謝料は婚姻関係や家族の状況で金額が増減しますが、高額になるケースと減額されるケースを見比べて、自分が請求するならどちらになるのかチェックしてみてください。

慰謝料が高額になるケース

- 婚姻期間が長い
- 不倫を何度も繰り返している
- 夫婦間に子供がいる
- 配偶者と不倫相手との間に子供がいる
- 不倫による精神的ダメージ
- 不倫による社会的信用の喪失
- 不倫相手が不倫を認めない

一般的に婚姻関係が長く、その間に不貞行為を何度も繰り返されると、反省の色がないと判断され慰謝料が増額する可能性があります。

夫婦間で子供がいる場合や、不倫相手は不倫を認めない場合も精神的苦痛を与えられるため、慰謝料の増額があるでしょう。

さらに配偶者の不倫によって社会的信用を失った場合も慰謝料の金額がアップします。

慰謝料が低額になるケース

- 婚姻期間が短い
- 不貞行為が1回のみ
- 夫婦関係が破綻寸前
- 自分にも不貞行為がある場合
- 不倫したことに対し謝罪や社会的制裁を受けている

逆に不貞行為による慰謝料の金額が減ってしまうこともあります。

婚姻関係が1年未満や不貞行為が1回のみの場合は悪質性が低いと判断されることがあります。

また夫婦関係が既に破綻寸前であれば、不倫により夫婦関係に与える影響は少ないと判断されるかもしれません。

さらに、自分も不貞行為など落ち度があれば慰謝料が減額されたり、相手が不倫に対する謝罪や社会的制裁を受けている場合は「被害者の精神的苦痛を埋めるもの」として考慮されることがあります。

まとめ

不倫に対する慰謝料請求を認めさせるには、

- 不貞行為の決定的証拠があること
- 不倫が原因で婚姻関係が破綻したこと
- 自由意思に基づき不貞行為をした

これ以外にもさまざまな要件を満たしていなければ、慰謝料請求をすることができません。

慰謝料の相場は50～300万程度ですが、結婚生活の長さや不倫の悪質性などの大きさに金額の増減があります。

自分のケースの場合いくら程度なのか知りたい場合は、弁護士などの専門家に相談してみましよう。